

平成 24 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（財務省）

<p>制 度 名</p>	<p>預金保険法に基づく特定回収困難債権の買取りに係る登録免許税の非課税措置</p>			
<p>税 目</p>	<p>登録免許税</p>			
<p>要 望 の 内 容</p>	<p>預金保険法第 101 条の 2 第 1 項の規定による特定回収困難債権の買取りにかかる不動産に関する権利の移転登記の際の登録免許税を当分の間、非課税とすること。</p> <p>注) 特定回収困難債権: 金融機関が保有する債権等のうち、金融機関が回収のために通常行うべき必要な措置をとることが困難となるおそれがある特段の事情がある債権（例: 債務者又は保証人が暴力団員であり、当該債務に係る契約が遵守されないおそれがある債権、当該債権に係る担保不動産につき、その競売への参加を阻害する要因となる行為が行われることが見込まれる債権）</p> <table border="1" data-bbox="869 913 1477 1016"> <tr> <td data-bbox="869 913 1209 1016"> <p>平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</p> </td> <td data-bbox="1209 913 1477 1016"> <p>－ 百万円 （－ 百万円）</p> </td> </tr> </table>		<p>平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</p>	<p>－ 百万円 （－ 百万円）</p>
<p>平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</p>	<p>－ 百万円 （－ 百万円）</p>			
<p>新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>預金保険法第 101 条の 2 の措置は、預金保険機構に特定回収困難債権の買取り・回収機能を追加し、当該業務の協定銀行への委託制度を整備するものであり、金融機関の財務内容の健全性の確保を通じて信用秩序の維持・金融システムの安定に資することを目的とするものである。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>協定銀行が預金保険機構の委託を受けて行う特定回収困難債権の買取り・回収は、金融機関から売却の申出のあった債権につき、協定銀行が事実上判断の余地なく要件に該当する限り買取りを行うもので営利を目的とするものではなく、金融機関と反社会的勢力との関係を遮断することにより、金融機関の業務の適切性及び健全性を確保し、ひいては金融システムの安定化を図ろうとするものである。</p> <p>特定回収困難債権は、その性格上、担保物件の処分に要する費用や時間等コストが大きく、買取り価格は低くなることが想定され、これに登録免許税を課せば、債権の価格に転嫁されることにより、さらに買取り価格が低く抑えられる事も想定され、金融機関が債権の売却を躊躇することになりかねない。</p> <p>このため、不動産に関する権利の移転登記に係る登録免許税を非課税とし、金融機関に債権譲渡のインセンティブを与えることにより、特定回収困難債権の切り離しの促進を図る必要がある。</p>			

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	4-2 金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理
		政策の達成目標	金融機関の財務内容の健全性の確保を通じて信用秩序の維持・金融システムの安定を図ることを目標とする。
		租税特別措置の適用又は延長期間	当分の間
		同上の期間中の達成目標	(政策の達成目標と同じ)
		政策目標の達成状況	新設要望のため、該当せず
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	金融機関から特定回収困難債権の切り離しの促進が見込まれる。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	協定銀行による特定回収困難債権の買取り・回収機能は、金融機関と反社会的勢力との関係を遮断することにより、金融機関の業務の適切性及び健全性を確保し、ひいては金融システムの安定に寄与する見込み。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし

		要望の措置の妥当性	協定銀行による特定回収困難債権の買取り・回収機能は、金融機関と反社会的勢力との関係を遮断することにより、金融機関の業務の適切性及び健全性を確保し、ひいては金融システムの安定に寄与することから、本措置は妥当なものである。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	新設要望のため、該当せず
		租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	新設要望のため、該当せず
		前回要望時の達成目標	新設要望のため、該当せず
		前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	新設要望のため、該当せず
		これまでの要望経緯	なし